

## 第1 さくら市行政改革推進計画

### 1 行政改革推進計画策定の趣旨

本推進計画は、さくら市行政改革大綱の具現化を図るため策定したものです。

本市は、効果的で効率的な行政サービスを実効するため、サービスの受け手の立場に立った「市民視点」、納税者の納得できる税金の使い方であるかどうかという「納税者視点」をこれまで以上に重視しながら、計画の実現に取り組みます。

### 2 集中改革プランの策定

平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、総務省において策定した「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」に基づき、各地方公共団体においては、集中改革プランを策定することが求められています。

集中改革プランの策定にあたっては、4.6%を上回る総定員の削減の他、給与の適正と人材育成、事務・事業の再編、民間委託等の行政改革推進等について、具体的な取り組みを明示することとされています。

このため本市においては、集中改革プラン策定の趣旨を踏まえ本推進計画を策定するとともに、本市の集中改革プランとして公表することといたします。

### 3 行政改革の取り組み方針

本市は、次に掲げる方針に基づき、行政改革に取り組みます。

#### (1) 市民参加の推進と協働

行政改革の成果をあげるためには、行政内部だけの努力にとどまらず、市民の自発的・積極的な行政各分野への参加と企業の地域社会における役割の重視等、各々が役割を分担し、一体となって魅力あるまちづくりを推進する必要があることから、市民参加を推進するとともに、地域全体の協働による取り組みを進めます。

#### (2) 地方分権の進展に即応した行政サービス

地方分権の進展に伴い、地方自治体がより自主的に活動する場が広がっ

ていることを踏まえて、組織や事務の一層の簡素効率化を図る一方、地域の実情に応じた創意工夫の下に、より自主性ある政策形成と効率的な行政サービスの実施に取り組みます。

### (3) 自立的な財政運営

税収等の伸び悩みに加え、扶助費等の義務的経費が増加するなど、財政状況は今後ますます厳しさを増すものと予測されます。さらに、三位一体の改革の推進に伴い、可能な限り自らの財源で自ら判断して行政運営を行うことが求められることから、財政運営手法の改革等による財政構造の健全化について最大限努力いたします。

### (4) 職員の意識改革と能力開発

行政改革は、市民の満足度と納税者の納得度を高め、さらに、職員の職務に対する達成感も高まるよう進めることが重要です。そのため、行政運営に関わるすべての職員が自らの問題として取り組むなど、職員の意欲を高め、主体的な創意工夫を引き出す仕組みを設ける一方、既存の枠組みや従来の発想から脱却し、柔軟な姿勢で市民サービスや施策が実施できるよう、職員の意識改革に取り組みます。

また、職員一人一人の一層の資質の向上や能力の開発を進め、積極的な意欲と行動能力を持つ人材の育成に努めるとともに、「最小の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本原則に立ったコスト意識の醸成を徹底します。

### (5) 数値目標の拡充と積極的な情報提供

行政改革の取り組みの内容については、可能な限り目標の数値化を図り、具体的で市民にわかりやすくするとともに、行政改革の取り組み状況については、様々な手段を活用して積極的に情報を提供いたします。

## 4 推進項目

本推進計画は、さくら市行政改革大綱の行政改革の推進項目及び集中改革プラン策定の趣旨に基づき、具体的な取り組み事項について取りまとめています。

## 5 推進期間

本計画の推進期間は、平成17年度から平成21年度までの5箇年を基本とし、計画の達成状況を検証のうえ毎年見直しをいたします。

## 6 行政改革のさらなる推進

行政改革を推進するためには、行財政運営全般について絶えず新たな視点に立って見直しを進めることが必要です。このため、本計画に盛り込まれた項目のみにとどまらず、新たな取り組みを加え、行政改革のさらなる推進に努めてまいります。